

中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

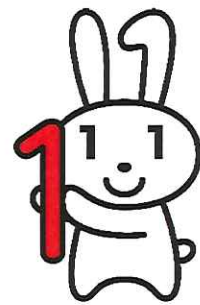
(平成28年12月1日(木) 14:00～ @ラ・プラス青い森)

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。が、今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します説明会を開催いたします。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成28年12月1日(木)
14:00～15:30(受付 13:30～)

場所：ラ・プラス青い森 メープル
(青森市中央 1-11-18)



定員：150名

対象：中小企業、小規模事業者、個人事業主、
その他ご興味ある方

参加費：無料

申込み：不要



※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧下さい。 URL: <http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

個人情報保護委員会

中小企業、小規模事業者のみなさまへ



平成**29**年
※春頃より

すべての事業者に 個人情報保護法が適用されます!

※改正個人情報保護法の施行日は平成29年春頃を予定しています。



自分の会社がお客や従業員の個人情報を
適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報保護法の**5**つの基本チェックリスト

その**1** 個人情報を**取得する**時のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか?

☐

その**2** 個人情報を**利用する**時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか?

☐

その**3** 個人情報を**保管する**時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか?

☐

その**4** 個人情報を**他人に渡す**時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか? ※委託の場合は除きます。

☐

その**5** 本人から個人情報の**開示を求められた**時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか?

☐

全部チェックできなくても、
これから対応すれば問題ありませんので、
安心してください



詳しい解説は裏面へ



現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報5000人以下の企業)も、法改正により平成29年春頃からは個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

その1 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例：購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
(例：配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

その2 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。
(例：商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール

(例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する)

その3 取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。
(例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

その4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合(例：警察からの照会)
 - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例：災害時)
 - ・業務を委託する場合(例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

その5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。

平成27年9月に改正され、平成29年春頃に全面施行を予定しています。

具体的な施行日は決まり次第、個人情報保護委員会のウェブサイト等でお知らせいたします。



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例：従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

個人情報保護委員会

検索

上のルールや個人情報保護法でわからないことがあれば、こちらにご相談ください。

また、マイナンバーのトラブルは、マイナンバー苦情あっせん相談窓口にお問合せください。

個人情報保護法質問ダイヤル

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

電話 03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

電話 03-6457-9585

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)